

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 法及び省令の規定による申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。